

判決要旨

1 事件番号及び事件名

令和3年(ワ)第673号 女川原子力発電所運転差止請求事件

2 判決言渡日等

令和5年5月24日(水)午前11時00分

3 担当部及び担当裁判官

第2民事部

裁判長裁判官・齊藤充洋、裁判官・三貫納有子、裁判官・東影将希

4 当事者等

原告 原伸雄ほか16名

被告 東北電力株式会社

5 主文

(1) 原告らの請求をいずれも棄却する。

(2) 訴訟費用は原告らの負担とする。

6 請求

被告は、宮城県牡鹿郡女川町塚浜字前田1において、女川原子力発電所2号炉を運転してはならない。

7 事案の概要

女川原子力発電所には1号機から3号機までの3基の原子炉があり、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震以来いずれも稼働していなかったところ、被告は、女川原子力発電所2号機につき、平成25年12月27日、原子炉の変更の許可を求める旨の申請をし、原子力規制委員会は、令和2年2月26日、これを許可した。

本件は、宮城県石巻市に居住する原告らが、女川原子力発電所2号機を設置する被告に対し、女川原子力発電所において事故が発生した場合に備えた宮城県及び石巻市が作成した避難計画に実効性がなく、女川原子力発電所において放射性

物質が異常に放出される事故が発生した場合に原告らの人格権が侵害される具体的危険があるとして、人格権に基づく妨害予防請求として、女川原子力発電所2号機の運転の差止めを求める事案である。

8 事実及び理由の要旨

5 人格権に基づく妨害予防請求としての差止請求においては、差止めを求める原告側において、人格権侵害の具体的危険の存在について主張立証すべき責任を負うこととなり、この点は原子炉の運転差止請求においても異なるところはない。

女川原子力発電所2号機の運転差止めの理由として原告らの主張する人格権の侵害の危険は、女川原子力発電所2号機において放射性物質が異常に放出される事故が発生した場合に、原告らについて、実効性を欠く避難計画の下に困難な避難を強いられることにより、上記事故により放出された放射性物質による放射線に被ばくする危険性があるというものであり、女川原子力発電所2号機において放射性物質放出事故が発生することがその前提となっている。しかし、原告らの10 人格権に基づく妨害予防請求としての女川原子力発電所2号機の運転の差止請求を認めるかどうかを判断するに当たっては、女川原子力発電所2号機の運転再開により、当然に放射性物質が異常に放出される事故が発生する具体的危険が存在するということを前提とすることはできない。そして、原告らは、本訴訟において、女川原子力発電所2号機の運転再開によって放射性物質が異常に放出される事故が発生する危険につき、具体的な主張立証をしておらず、このような主張立証の状況からすると、本訴訟においては、女川原子力発電所2号機の運転が再開されることにより放射性物質が異常に放出されるような事故が発生する具体的危険があるものと認めるに足りる証拠はないといわざるを得ない。
15
20
25

なお、原告らは、女川原子力発電所2号機の運転の再開により直ちに放射性物質が異常に周辺に放出されるような事故が発生する具体的危険があると主張するようであるが、このような事故発生の危険は抽象的なものといわざるを得ない。

また、原告らは、IAEAの採用する深層防護の考え方によれば、女川原子力

発電所 2 号機について、避難計画が実効性を欠くことをもって、直ちに原告らの
人格権を侵害する具体的危険が存在すると主張するが、深層防護に基づいた原子
炉施設の安全確保の考え方は、予防的な観点から防護を確実なものとするための
ものであって、深層防護の第 5 層に相当する避難計画に不備があるという場合で
あっても、このことから直ちに原告らに人格権侵害の具体的危険が生じるものと
認めることはできない。

以上によれば、避難計画に実効性を欠いていることをもって直ちに女川原子力
発電所 2 号機の運転の差止めを求めるることはできないから、避難計画の実効性に
関する個別の争点について判断するまでもなく、女川原子力発電所 2 号機の運転
の差止めを認めることはできない。したがって、原告らの請求はいずれも理由が
ない。

以上